

ここまでの議論のまとめ

白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会 第8回会議資料

(1) 白井市の保育の課題

【第5回会議において整理した、本委員会で検討するとした課題】

| | | |
|---|--------------------------|-------------------|
| ① | 保育職員全体に占める正規職員の割合が低い（公立） | 【体制の検討に関わる事項】 |
| ② | 職員の勤務管理が複雑（公立） | 【体制の検討に関わる事項】 |
| ③ | 加配児の公立保育所への偏り | 【役割及び体制の検討に関わる事項】 |
| ④ | 保育士の不足 | 【体制の検討に関わる事項】 |
| ⑤ | 保育士の育成機会の確保とキャリアデザイン | 【役割及び体制の検討に関わる事項】 |
| ⑥ | 保育以外の求められる役割 | 【役割及び体制の検討に関わる事項】 |
| ⑦ | 出生数の減少に伴う保育需要の変化への対応 | 【役割及び体制の検討に関わる事項】 |
| ⑧ | 多様な保育ニーズへの対応 | 【役割及び体制の検討に関わる事項】 |

(2) 公立保育所の新たな役割-1

① 子育て支援の中核的機能

公立保育所は、市の子育て支援の拠点として、市民に対して保育や子どもに関する身近な相談や交流の場を提供し、保育施設を利用していない家庭を含めすべての子育て家庭への支援を図る。

また、市内の保育施設や幼稚園等の中心的存在として、これらの機関と市の子育て関係部局との連携の中核を担う。

② 民間保育施設に対する相談・支援機能

公立保育所は、産休明け保育や医療的ケア児、特別な支援を必要とする児童の保育など様々な保育ニーズに対応してきた経験や、看護師が配置されているといった公立保育所ならではの特色を活かし、市内保育施設の指導的な立場として、市の保育の質を向上させるため、これまでに培った保育に関する知識や経験を市内の保育施設全体への共有や、民間保育施設への相談・支援を行う。

(2) 公立保育所の新たな役割-2

③ 定員調整機能

出生数の減少に伴う将来的な保育需要の減少が見込まれるなか、民間保育施設が安定した運営を行うために常時一定以上の児童を受け入れる必要があることから、公立保育所が定員調整機能を担う。

④ 多様なニーズへの対応

社会情勢の変化による保護者の働き方の多様化に伴い、保育ニーズも多様化していくことが想定される。また、医療的ケア児の受入れの促進や、保育所等を利用していない特別な支援を必要とする児童に対する就学前に集団生活を経験する場の提供が求められる。

公立保育所は民間保育施設より少数のニーズに対応しやすいといった特性を活かし、多様な保育ニーズの受け皿としての役割を担う。

(3) 今後検討を要する事項

| | |
|---|---|
| ① | 公立保育所では、保育職員全体に占める正規職員の割合が少なく、また様々な雇用形態の保育従事者がいることから、勤務管理が煩雑になっている。 【現在の公立保育所の課題】 |
| ② | 特別な支援を必要とする児童の受け入れが、公立保育所に偏っている。 また、民間保育施設の特別な支援を必要とする児童の受け入れを推進することで、公立保育所への偏りを解消するとともに、利用者にとって園を選びやすくなるというメリットがある。 【現在の公立保育所の課題】 |
| ③ | 今後、公立保育所には保育以外の役割が求められるなか、新たな役割を担うためには、さらなる保育士のキャリアアップの仕組みが必要となる。 【新たな役割を担うために検討を要する事項】 |
| ④ | 公立保育所において今後の保育ニーズの減少や、保育ニーズの多様化に対応するための人材の確保について検討する必要がある。 【新たな役割を担うために検討を要する事項】 |
| ⑤ | すでに公立園では様々な解決すべき課題が生じている状況で、今後さらに新たな役割を担うことになると、保育士の負担が大きすぎる。 【新たな役割を担うために検討を要する事項】 |
| ⑥ | 現在の正規職員の保育士の数で公立園が新たな役割を担うのは困難。 【新たな役割を担うために検討を要する事項】 |
| ⑦ | 新たな役割を担うための財源について検討する必要がある。 【新たな役割を担うために検討を要する事項】 |

(4) 体制の検討に係る論点と検討事項の整理

| 論点 | 今後検討を要する事項 |
|---|-----------------------------|
| ①公立園が新たな役割を担うためには、必要な人材・財源を確保する必要がある。 | ・人材の確保 ・財源の確保 |
| ②市全体の保育の質の向上のためには、市が民間保育施設へ対して人的、財政的支援を行う必要がある。 | |
| ③特別な支援を必要とする児童の公立保育所への偏りを解消する必要がある。 | ・特別な支援を必要とする児童の公立保育所への偏りの解消 |

●今後の議論のポイント

⇒公立・私立が、どのように役割分担することで課題解決ができるのか。

(5) 公立保育所が新たな役割を担うための 持続可能な体制（案）

公立保育所が新たな役割を担うための持続可能な体制（案）

- 役割分担の方法として、公立保育所を一部民営化することで、新たな役割を担う人材を確保するとともに、民営化により生じた財政的効果を公立保育所の新たな役割や民間保育施設への支援に活用する。
 - 民営化する園に児童発達支援事業所を併設し、特別な支援を必要とする児童の受け入れや支援を行う。
- ⇒ 公立・私立で提供される保育サービスの内容に差はない。
- ⇒ 私立園がこれまで以上に保育の役割を担うことで、市が新たな役割を担う体制を整えることができる。役割分担による保育の質の向上が期待できる。
- ⇒ 民営化する園の機能については検討の余地がある。
（例：医療的ケア児の受入体制の義務付け など）

(6) 体制（案）に対する意見（第6回会議）-1

| | |
|---|---|
| ① | 正規職員の割合が少なく多様化に対応することが難しいため、一部民営化で正規職員の数を増やす、公立園を集約するのがよいのでは。 |
| ② | 既に複数の公立園の民営化を実施している自治体で、徐々に一園ずつ民営化している事例がある。 |
| ③ | 公立園では会計年度任用職員を20人募集して3人の応募しか集まらないような状況なので、集約して正規職員を増やすのがよいのでは。 |
| ④ | 白井市は松戸市や船橋市などの大きい市に囲まれており、また東京も近いため、そちらに保育士が流れている。保育士を募集してもなかなか集まらないという現状がある。 |
| ⑤ | 正規職員の保育士の増員について、財政的に余裕があれば一番良いが、やはりそこは中々難しい。また、人材不足というのが根本的にあり、単純に増員するのは難しいのでは。 |
| ⑥ | 正規職員になりたいという職員が今の時代少ないのでは。担任になるよりも副担当のままがいいという保育士もいる。正規職員が多くなることで正規職員の意識が高くなり、同じ意識を持った人が増えると保育の質が向上するのでは。 |

(6) 体制（案）に対する意見（第6回会議）-2

| | |
|---|---|
| ⑦ | 正規職員が多ければ先輩の姿を見たり、どんどん担任になっていくこともできるので、質が引き継がれて行くのでは。 |
| ⑧ | 民営化によって保護者がどういった不安があるのか |
| ⑨ | 民営化による役割分担について、先進事例などの具体的なイメージがあるとよい。 |
| ⑩ | 公立園の民間委託に関する先進事例、成功事例や保護者の話などを紹介してほしい |
| ⑪ | 保育士の仕事を整理して仕事量を減らすことで、新たな役割を担ったり保育の質の向上につながるのでは。 |
| ⑫ | 公立園の集約により1園あたりの正規職員の数を増すことで、私立園のフォローや仕事の整理が可能になるのでは。 |
| ⑬ | 民営化にあたって、民営化を受ける法人が保育士の確保が出来ないと難しいのでは。 |

(7) その他の意見

これまでの議論の中で出てきた、提言作成に当たって参考とする可能性がある意見等を抜粋した。

| | |
|---|---|
| ① | 保育時間の延長や開所日の拡大等の検討に当たっては、保護者ニーズの視点に加えて、子どもの視点や家庭保育の重要性も考えるべき。 |
| ② | 現在、市が民間保育施設に対して特別な支援を必要とする児童の受け入れに対する財政的支援を実施しているが、受け入れに要する保育士配置のための人件費を賄うには十分ではない。受け入れを推進するためには、実態を踏まえた支援となるよう検討していくことが望ましい。 |
| ③ | 保育所を利用していない特別な支援を必要とする児童に対して、就学前に集団生活を体験する場を提供できるのは公立園が適している。 |
| ④ | 公立、私立で保育の内容や運営基準、保育料に違いはない。 |
| ⑤ | 市全体の保育の質の向上には、民間保育施設への人的、財政的支援が必要。 |

(8) 公立園と私立園の市の負担の違い

● 公立園の運営費

⇒ 市が100%負担する。(特定財源の措置無し)

● 私立園の運営費

⇒ 市が全体の約25%を負担し、残りは、国、県がそれぞれ負担する。

私立園の運営費は、国、県、市が法定の割合を負担する。国、県の負担分は市に歳入され、市から各園に運営費として支払う。

なお、保育所等の入所児童数等は地方交付税算定の基礎数値となっている。ただし、この数値により算定された額が全て保育所の運営に充当されるものではない。また、自治体の税収等が増えた場合、地方交付税の額は減額される。

(9) 民営化による効果額の試算

- 公立保育所 1 園を民間移管することを想定。
- 令和 5 年度の公立保育所 3 園の受け入れ児童数と同水準の児童数を、公立保育所 2 園と民間保育所 1 園で受け入れることを想定。
- 正規職員の保育士は、2 園に集約した上で、保育や新たな役割を担うことを想定。
(令和 5 年度の 3 園の保育士数と同じ人数が 2 園に配置されている想定)
- 上記の条件で試算したところ、1 年間の市の負担額が、4,000万円～6,000万円程度減額となる見込み。

(10) 民営化に当たって想定される懸案事項や、保護者の不安等-1 (先進自治体の事例等を参考に作成・第7回会議資料)

| | 懸案事項・質問・意見 | 現在の状況や、想定される回答等 | 対応(案) |
|---|---|--|--|
| ① | 市民の生活に密着した公立保育所がなくなったり、中身が変わったりすることで、市民の子育てにマイナスの影響をもたらすのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域に開かれた子育て支援等は、国の定める保育指針に定められており、公立・私立の別なく全ての保育所等に求められている。 ・白井市では、公立2園において、子育て支援センターと一時保育の事業を実施している。 ・また、保育の内容は、国の定める基準や指針に基づくものであり公立、私立の違いはない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・民営化する園において地域子育て支援拠点事業や一時保育事業等の実施を必須とする。 ・公立保育所が、民間園に対する相談・支援機能を持ち、民間園のサポートを行う。 ⇒新たな役割②「民間保育施設に対する相談・支援機能」に該当 |
| ② | 民営化によって保育の質が下がるのでは。 市の関与が無くなることに対して不安がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等で提供される保育サービスは、国の定める基準や指針に基づくものであり、公立、私立の違いはない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・移行後の一定の期間、園の運営に市が一定の関与を行う体制を検討する。 ・公立保育所が、民間園に対する相談・支援機能を持ち、民間園のサポートを行う。 ⇒新たな役割②「民間保育施設に対する相談・支援機能」に該当 |
| ③ | 保育士は全員入れ替わるのか。 保育士が入れ替わることにより、児童や保護者が不安を感じるのでは。 | <ul style="list-style-type: none"> ・民営化に伴い、原則として保育士は全て入れ替わる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・移行に当たって十分な準備期間を設ける。 ・移行後の一定の期間、園の運営に市が一定の関与を行う体制を検討する。 |
| ④ | 保育計画の再策定や保育士等の大幅な交代に伴い、保護者や児童が戸惑うおそれがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、保護者や児童への影響が生じないような方法を検討していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育計画は、移行がなくとも各保育園が年度ごとに策定するもの ・移行に当たっては、保護者への説明会の実施や十分な移行期間を設けるとともに、できる限り保護者、児童への影響が生じないよう年度を区切りとした移行を行う。 |

(10) 民営化に当たって想定される懸案事項や、保護者の不安等-2 (先進自治体の事例等を参考に作成・第7回会議資料)

| | 懸案事項・質問・意見 | 現在の状況や、想定される回答等 | 対応(案) |
|---|--|---|---|
| ⑥ | 民営化によって保育時間や休園日に変更はあるか。 | <ul style="list-style-type: none"> 千葉県においては、開所時間の最低基準を原則1日11時間としている。 現在、白井市の公立園の開所時間は、7時～19時 | <ul style="list-style-type: none"> 移行園の保育時間や休園日については、現在の園の提供時間を最低基準として設定する。 |
| ⑦ | 民営化した園では、現在の人員配置はそのまま継続されるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> クラスごとの保育士の配置数は、児童数に対しての基準を満たす必要があるため、クラスの児童数によるもの。 特別な支援が必要な児童を受け入れるための加配保育士については、民間園では運営面から配置に限界がある。 白井市の公立園では各園1名ずつ看護師を配置しているが、運営基準上は必置とされていない職種であるため、現在白井市内の私立園には看護師が常駐している園はない。 | <ul style="list-style-type: none"> 特別な支援を必要とする児童の受け入れについては、移行園を児童発達支援事業所を併設したインクルーシブ保育を提供する園とすることにより受け入れを確保することが考えられる。 公立保育園に配置される看護師による巡回指導等により、看護師の配置されていない民間園の支援を行う。 ⇒新たな役割②「民間保育施設に対する相談・支援機能」に該当 |
| ⑧ | コストの削減や効率化により、市の保育の質が低下するのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 今回の民営化は、公立・私立の役割分担により確保した財源を、市全体の保育の質の向上のため、公立保育所の新たな役割や私立園への支援に充てるものであり、保育の質の向上を目的としたものである。 | *** |
| ⑨ | 移管に応募する法人が1法人もない場合はどうなるのか。園が無くなるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 市の施設整備は、利用児童見込数に基づくものであり、園が無くなることはない。 | <ul style="list-style-type: none"> 予定している時期までに移管する法人が見つからない場合は、公立園として市が運営を継続しつつ、継続して移管先を探していく。 |
| ⑩ | 移管に応募した法人が市が求める内容を実施できない法人しかない場合はどうするのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 市が求める最低基準に達していない法人に移管することはない。 | <ul style="list-style-type: none"> 予定している時期までに移管する法人が見つからない場合は、公立園として市が運営を継続しつつ、継続して移管先を探していく。 |

(11) 第7回会議での意見

① 民営化の効果の有無について

| | |
|---|--|
| ① | 保育に対する責任や役割など職種の違いがあるが、正規職員が増えて、その格差がなくなることで職員にとっても働きやすくなり質の向上に繋がる効果がある。 |
| ② | 公立保育園の正規職員の数が少ない。例えば、あるクラスで職員が3人として、正規職員が1人、任期付きが1人、パート1人だと、正規職員の負担が大きいのではないかと。任期付き職員は、正規職員のモチベーションとやはり違うと思う。正規職員が3人いればモチベーションも一緒に同じ土俵で保育が出来るので、そこはすごく大きいのではないかと。正規職員が増えることで公立園も質が上がる。 |
| ③ | 職員が増えれば研修に参加する機会も増え、有給休暇も使えるようになり保育士の離職防止にも繋がるのではないかと。 |
| ④ | 正規職員が増えるので良い、新人が働きやすい、管理しやすい等、質の向上が考えられる。 |
| ⑤ | 正規職員が増えることで私立園の相談・訪問等が出来る。 |
| ⑥ | 民営化の効果の有無については、公立保育所を集約することで財源確保が出来るので良いのではないかと。 |
| ⑦ | 民営化によって、生じた財源で私立園を支援することについて、市全体の保育の質の向上や効率化が出来るのではないかと。 |

(11) 第7回会議での意見

② 民営化する場合の留意事項について-1

| | |
|---|--|
| ① | 保護者が不安に思うので移管にあたっては期間を長く取るのが良い。 |
| ② | 公立保育園の職員がある程度残って一緒に保育を行なっていくと良いと思うが、私立園のほうが嫌がる事例もあったと聞いている。（合同保育のような形を経て私立に移行する際に、公立園の職員と一緒に保育を行うことに対するやりづらさがある） |
| ③ | 引継ぎを1年ないし2年かけてしっかりする。 |
| ④ | 移管にあたっては不便なところに場所を移動することはしないでほしい。 |
| ⑤ | 利便性が良くなればよいけれども場所はできるだけ移動しない方が良い。 |
| ⑥ | 民営化の際は、保護者からアンケートを募ってどういうことが不安なのか、どういう希望があるかという意見を募ると良い。 |

(11) 第7回会議での意見

② 民営化する場合の留意事項について-2

| | |
|---|---|
| ⑦ | 今、公立園に入所している子どもたちは、公立園が良いと思って入っている家庭があると思う。民営化した園の保育理念や目標に対して納得いかなければ、その人たちを別の公立園に転園する救済措置もあっていいのではないか。新しい法人に賛同する保護者や子どもたちで最初はやっていけばいいのではないか。 |
| ⑧ | 公立保育園が良いと思って公立保育園に来ている、その理由は公立だと可視化されている。「公立園に入れたい。」と思った保護者が納得するためにやはり集約による効果が必要。 |
| ⑨ | しっかりした法人であれば任せられるしサポートもいらぬのではないか。 |

(11) 第7回会議での意見

③ 民営化する園の機能について

| | |
|---|---|
| ① | インクルーシブ保育は理想ではある。保護者の負担軽減にもつながる。 |
| ② | 医療ケアが出来る園であるとか、子育て支援機能が必要ではないか。色々な機能が備わった多機能な園が出来ると良い。 |
| ③ | 児童発達支援事業所の併設、看護師の配置、また公立保育園の財源を保育関係に使う。他園にないような機能を新しく作るということはマスト。 |
| ④ | 児童発達支援事業所と看護師の配置がなければ、公立から私立になるときに保護者も納得がいかないのではないか。 |
| ⑤ | 特徴のある保育、例えば英語や運動など、そういったものを備えた園が良いのではないかと。 |
| ⑥ | 園の機能として、一時保育施設、子育て支援センターは必要。 |
| ⑦ | 相談窓口として、リモート相談、電話相談、メール相談などができると良い。 |

(11) 第7回会議での意見

④ その他の意見

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ① | 公立保育所を集約しなくても財源確保が出来るものがあれば、それもあると良い。 |
| ② | 民営化について先行事例、良い事例、悪い事例の具体例を知った上で検討したい。 |